



平成31年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)

平成31年2月14日

上場会社名 昭和ホールディングス株式会社 上場取引所 東
 コード番号 5103 URL http://www.showa-holdings.co.jp
 代表者 (役職名) 代表取締役社長 (氏名) 此下 竜矢
 問合せ先責任者 (役職名) 取締役最高財務責任者(氏名) 庄司 友彦 (TEL) 04(7131)0181
 四半期報告書提出予定日 平成31年2月14日 配当支払開始予定日 —
 四半期決算補足説明資料作成の有無 : 無
 四半期決算説明会開催の有無 : 無

(百万円未満切捨て)

1. 平成31年3月期第3四半期の連結業績(平成30年4月1日～平成30年12月31日)

(1) 連結経営成績(累計)

(%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
31年3月期第3四半期	10,877	9.0	831	△44.6	452	—	△130	—
30年3月期第3四半期	9,981	5.7	1,500	△39.2	△4,091	—	△3,201	—

(注) 包括利益 31年3月期第3四半期 △544百万円(—%) 30年3月期第3四半期 △12,001百万円(—%)

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益
	円 銭	円 銭
31年3月期第3四半期	△1.72	—
30年3月期第3四半期	△42.37	—

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
31年3月期第3四半期	52,787	18,612	11.4
30年3月期	49,601	18,918	12.7

(参考) 自己資本 31年3月期第3四半期 6,014百万円 30年3月期 6,278百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
30年3月期	—	0.00	—	0.00	0.00
31年3月期	—	0.00	—	—	—
31年3月期(予想)	—	—	—	0.00	0.00

(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 無

3. 平成31年3月期の連結業績予想(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

連結業績予想に関する序文

(%表示は、対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通期	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 直近に公表されている業績予想からの修正の有無 : 無

平成31年3月期の連結業績予想につきましては、当社グループが直近で行ったM&A等による収益上ぶれ要因の情報収集・検討が必要な状況であり、現時点では適切な予想をすることが困難なことから、業績予想の公表を差し控えさせていただくことといたします。詳細につきましては添付資料4ページ「連結業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください。

※ 注記事項

- (1) 当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動 : 有
 (連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動)

新規 2社(社名) 明日香食品(株)、(株)明日香、除外 1社(社名) —
 期中における重要な子会社の異動に関する注記

- (2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 無

四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用に関する注記

- (3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無
 ② ①以外の会計方針の変更 : 無
 ③ 会計上の見積りの変更 : 無
 ④ 修正再表示 : 無

会計方針の変更に関する注記

- (4) 発行済株式数(普通株式)

- ① 期末発行済株式数(自己株式を含む)
 ② 期末自己株式数
 ③ 期中平均株式数(四半期累計)

31年3月期3Q	76,293,426株	30年3月期	75,993,426株
31年3月期3Q	444,459株	30年3月期	444,258株
31年3月期3Q	75,653,754株	30年3月期3Q	75,549,197株

※ 四半期決算短信は公認会計士又は監査法人の四半期レビューの対象外です

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用にあたっての注意事項等については、添付資料4ページ「連結業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください。

○添付資料の目次

1. 当四半期決算に関する定性的情報	2
(1) 経営成績に関する説明	2
(2) 財政状態に関する説明	3
(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明	4
2. 四半期連結財務諸表及び主な注記	5
(1) 四半期連結貸借対照表	5
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	7
四半期連結損益計算書	7
四半期連結包括利益計算書	8
(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項	9
(継続企業の前提に関する注記)	9
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	9
(企業結合等関係)	9
(追加情報)	10
3. その他	13
継続企業の前提に関する重要事象等	13

1. 当四半期決算に関する定性的情報

(1) 経営成績に関する説明

当社グループは当第3四半期連結累計期間においては、増収増益となりました。売上高は10,877,895千円（前年同四半期比9.0%増）、営業利益は831,808千円（同44.6%減）、経常利益は452,816千円（前年同四半期は経常損失4,091,180千円）、親会社株主に帰属する四半期純損失は130,138千円（前年同期は親会社株主に帰属する四半期純損失3,201,280千円）となりました。主な要因といたしましては新たに連結子会社に加わった食品子会社が売上高増に大きく貢献しました。またこの新たな食品子会社連結に伴う特別利益が利益を押し上げたものの、Digital Finance事業が持分割合に応じて利益貢献するが、日本での既存事業によって利益が圧迫される構造を払拭しきれていないことにあります。

当社といたしましては、今後とも短期的な景気判断や収益について適切に対処しながらもそれらに囚われることなく、中長期的視点で経済成長する地域に適切に投資し、当社の成長を目指しております。

なお、上記金額に消費税等は含まれておりません。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

(Digital Finance事業)

当事業の当第3四半期連結累計期間における業績は、増収減益となりました。内容としましては、タイ王国、ミャンマー連邦共和国ではリース、グループローン等売上高が拡大しました。一方、カンボジア王国、インドネシア共和国においてはビジネスモデルの転換、債権の質の向上を目指し、事業再編を進めております。また、カンボジア王国、インドネシア共和国においてはビジネスモデル再編に伴い、さらにはタイ王国においても債権全体の質を高める目的で、より保守的に不良債権の基準を見直して、積極的に会計上の不良債権の早期処理を進めているために、当四半期の利益が圧迫されております。これらは今後の成長並びに利益向上のために必要な戦略的行動であると考えております。

また、より高収益な企業体質を目指し、中期経営計画を発表して、アジア各国で収益構造改革に着手しており、今後は①全グループにおいて売り上げ増大よりも債権の質とオペレーションの効率化を徹底し、②各国のマクロミクロの状況を加味して全グループのガバナンスを向上させ、③リソースの再配分と新規獲得を進めることで、A. 短期的には利益率向上、B. 中期的には2019年以降の強い成長、C. 長期的かつ最終的には、アジアのローカル市場に適切な資金を提供して、各国国民の生活向上や起業家精神の涵養を果たしてまいります。

この結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は7,185,381千円（前年同期比0.2%増）、セグメント利益（営業利益）は1,312,046千円（前年同期比39.3%減）となりました。

(スポーツ事業)

当事業の当第3四半期連結累計期間における業績は、減収減益となりました。特に第2四半期までの減益が大きく押し下げ要因になっておりますが、第3四半期においては利益面での押し下げはほぼ解消されるに至りました。

当事業の創業事業でありますソフトテニス関連事業は、学生数の減少というマクロ経済の影響に加え、新規参入企業との競争激化など、厳しい事業環境のなかウェア等の用品の販売は低調に推移いたしました。今後は新たなユーザー直販体制を拡大すべく積極的に活動しております。新しいブランドの設立に向けての研究開発なども進んでおり、早期に収益貢献を果たしたいと考えておりますが、今四半期においては費用増となりました。

一方、テニスクラブ再生事業として全6か店の体制強化による売上拡大へ向け、会員データベースの活用や広告時の近隣地域への利便性等の訴求に加え、各種イベント等によるクラブの活性化を進めております。

これらの結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は1,079,035千円（前年同期比10.6%減）となり、セグメント利益（営業利益）は123,108千円（前年同期比5.8%減）となりました。

今後につきましては、新たな5か年計画として発表いたしましたアクセルプランⅢ「再発進」に基づきBtoBからBtoCを目標とし、サービス向上と直販売上の増大を通じ粗利益の拡大を目指し利益貢献を果たしてまいります。

(コンテンツ事業)

コンテンツ事業は、増収減益となりました。これは当第3四半期連結累計期間において売上高の回復があったことによるものです。特に第3四半期においては売上高が昨年に比べて大幅増になっており、セグメント利益も改善傾向にあります。しかしながら、日本における出版等の事業環境は長期的下落傾向にあり、アジアでの事業拡大を推進する構造改革を進めております。特にアジア事業が本格的に開始したことから、中長期的な成長に向けての投資的活動を活発に行なうと同時に、新発売商品のための販促活動を活発に開始したことにより、投資的経費を当四

半期連結累計期間中も継続的に投下しております。全体としては、日本国内の出版やホビーの企画制作に特化した事業構造から、これをコアコンピタンスとするコンテンツのアジア全域展開を担う総合企画制作販売事業への構造変革の途上にあります。

当事業は、主にトレーディングカードゲーム制作やエンターテインメント関連の書籍及び電子書籍の制作、音楽並びに関連商品の製作を行っており、様々なコンテンツを商品・イベント化する企画・編集・制作に独自性を持ち展開しております。

当第3四半期連結累計期間は売上高については、日本国内において受注が一定程度回復したことから前年同四半期を上回りましたが、新たなコンテンツの獲得やアジアにおける事業進出が具体的に進捗しております。このためアクセラプランⅢ「再発進」に基づいて、アジア市場においては同事業を大きく伸張させていく可能性があると考えております。

これらの諸活動の結果、当第3四半期連結累計期間における業績は、売上高325,643千円（前年同期比2.3%増）、セグメント損失（営業損失）は65,703千円（前年同期は50,298千円のセグメント損失）となりました。

（ゴム事業）

当事業の当第3四半期連結累計期間における業績は、増収増益となりました。

当事業は、当社グループの創業以来の事業であり、ゴムの配合・加工技術に独自性をもつ事業であります。

また、日本国内においては、機械設備向けのゴム部品部門は低調な状況でありましたが、ゴムライニング防食施工におきまして、これまでの現地工事における早期対応など他社との差別化が奏功し、補修案件・大型案件の受注増により大きく実績貢献を果たすことができ、全体としては増収増益を確保することができました。一方マレーシアならびにタイにおいて売上げが低調であることから利益を圧迫することになりました。長年の懸念点でありました日本におけるゴム事業の経営改革は功をそうしつつあります。一方根本的な日本偏重の構造を改め、アジアに成長を求める改革を今後も続けてまいります。

これらの結果、当第3四半期連結累計期間における売上高1,266,938千円（前年同期比9.8%増）となり、セグメント損失（営業損失）は63,925千円（前年同期はセグメント損失134,738千円）と大幅に改善いたしました。

今後は、新たな5か年計画として発表いたしましたアクセラプランⅢ「再発進」に基づき、特にアジア地域での売上の拡大を図ってまいります。

（食品事業）

当事業は、昨年10月1日付の株式取得により当社持分法適用関連会社から連結子会社となりました明日香食品株式会社並びに日本橋本町菓子処（旧商号 明日香食品工業株式会社）が営む、和菓子等、とりわけ大福もち等の餅類、団子類、などの開発製造に独自性を持つ事業であり、消費者の健康志向に対応し差別化されたブランドを確立すべく対応を進めております。

当第3四半期連結累計期間においては、日本の人口減、スーパー店舗数減、和菓子消費の低調などにより厳しい市場環境が続いておりますが、数年間の改革の結果として製造の効率化が進み堅調に推移しておりますとともに、連結開始に伴い会計上の調整や費用を計上しております。

これらの結果、当第3四半期連結累計期間における売上高930,827千円となり、セグメント損失（営業損失）は1,618千円となりました。

なお、当事業は当第3四半期連結会計期間からの算入となったもので、それより以前の収益は持分法による投資利益に含まれておりましたので、比較すべき前年同期の実績はございません。

今後は、新たな5か年計画として発表いたしましたアクセラプランⅢ「再発進」に基づき、更なる収益力の向上を目指してまいります。

（2）財政状態に関する説明

（資産）

当第3四半期連結会計期間末における資産残高は、52,787,793千円（前連結会計年度末比3,186,545千円増）となり、流動資産は、41,579,986千円（前連結会計年度末比2,727,129千円増）、固定資産は、11,207,807千円（前連結会計年度末比459,415千円増）となりました。

流動資産増加の主な原因は、営業貸付金等の回収が進んだことや、当第3四半期累計期間において株式の追加取得により新たに食品事業を連結の範囲に含めた事に伴う現金及び預金の増加（前連結会計年度末比3,101,195千円増）、及び、同じく新規連結子会社の増加による売掛金の増加（前連結会計年度末比510,675千円増）といった増加

要因があった一方で、主に営業貸付金に対し保守的に貸倒引当金を積み増した（前連結会計年度末比790,814千円増）ことより資産の減少要因があったことによるものです。

固定資産増加の主な原因は、当第3四半期累計期間において株式の追加取得により新たに食品事業を連結の範囲に含めた事等に伴う有形固定資産の増加（前連結会計年度末比420,797千円増）及びのれんの増加（前連結会計年度末比523,240千円増）があった一方で、関係会社株式の減少（前連結会計年度末比653,941千円減）に伴う固定資産の減少があったことによるものです。

（負債）

当第3四半期連結会計期間末における負債残高は、34,174,807千円（前連結会計年度末比3,492,510千円増）となり、流動負債は、10,239,104千円（前連結会計年度末比7,272,808千円増）、固定負債は、23,935,702千円（前連結会計年度末比3,780,297千円減）となりました。

流動負債増加の主な原因は、短期借入金の増加（前連結会計年度末比527,702千円増）及び、固定負債からの振替による1年内償還予定の社債の増加（前連結会計年度末比5,106,500千円増）、未払利息増加による未払費用の増加（前連結会計年度末比1,218,878千円増）によるものです。

固定負債減少の主な原因は、流動負債への振替による社債の減少（前連結会計年度末比4,960,555千円減）といった減少要因があった一方で、転換社債の発行及び為替の影響による転換社債の増加（前連結会計年度末比928,300千円増）といった資産の増加要因があったことによるものです。

（純資産）

当第3四半期連結会計期間末における純資産残高は、18,612,986千円（前連結会計年度末比305,965千円減）となりました。

純資産減少の主な原因は、当第3四半期累計期間において株式の追加取得により新たに食品事業を連結の範囲に含めることにより増加要因があった一方で、親会社株主に帰属する当期純損失計上等による利益剰余金の減少（前連結会計年度末比129,533千円減）、為替換算調整勘定の減少（前連結会計年度末比147,105千円減）、非支配株主持分の減少（前連結会計年度末比68,081千円減）といった減少要因があったことによるものです。

（3）連結業績予想などの将来予測情報に関する説明

当社は連結業績予想の公表を差し控えておりますが、当社グループを取り巻く事業環境は常に大きく変化しており、今後も連結子会社の範囲の検討を進めたり、新たに進出した国々での事業状況をさらに詳細に精査する必要があることから、引き続き業績見通しの公表を差し控えさせていただきます。

2. 四半期連結財務諸表及び主な注記

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成30年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,447,113	13,548,308
受取手形及び売掛金	1,014,795	1,525,471
営業貸付金	32,277,706	32,087,914
商品及び製品	296,828	202,088
仕掛品	193,750	218,674
原材料及び貯蔵品	314,720	364,050
未収入金	938,992	858,093
短期貸付金	480,509	569,258
その他	1,263,664	1,372,165
貸倒引当金	△8,375,224	△9,166,039
流動資産合計	38,852,856	41,579,986
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	185,250	382,234
機械装置及び運搬具(純額)	33,973	119,060
工具、器具及び備品(純額)	175,353	134,312
土地	458,644	638,408
リース資産(純額)	0	0
建設仮勘定	1,020	1,023
有形固定資産合計	854,241	1,275,038
無形固定資産		
のれん	1,266,283	1,789,524
その他	401,749	422,534
無形固定資産合計	1,668,033	2,212,058
投資その他の資産		
投資有価証券	2,316,719	2,320,614
関係会社株式	4,925,382	4,271,440
長期貸付金	244,526	164,939
長期未収入金	138,625	153,258
破産更生債権等	19,530	30,266
差入保証金	395,565	393,035
繰延税金資産	226,938	408,485
その他	27,565	54,073
貸倒引当金	△68,737	△75,404
投資その他の資産合計	8,226,117	7,720,709
固定資産合計	10,748,391	11,207,807
資産合計	49,601,248	52,787,793

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成30年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	412,596	696,457
短期借入金	277,125	804,827
1年内返済予定の長期借入金	308,169	159,236
1年内償還予定の社債	24,500	5,131,000
未払法人税等	16,830	308,648
未払消費税等	13,384	19,836
未払費用	1,065,591	2,284,470
賞与引当金	165,608	74,365
その他	682,490	760,262
流動負債合計	2,966,296	10,239,104
固定負債		
社債	5,018,555	58,000
転換社債	21,263,548	22,191,848
長期借入金	371,218	449,085
繰延税金負債	19,262	149,148
退職給付に係る負債	441,948	484,767
資産除去債務	528,572	533,204
その他	72,894	69,648
固定負債合計	27,716,000	23,935,702
負債合計	30,682,296	34,174,807
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,640,894	5,651,394
資本剰余金	2,731,819	2,737,734
利益剰余金	△2,135,486	△2,265,019
自己株式	△23,670	△23,681
株主資本合計	6,213,557	6,100,427
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	9,990	5,778
為替換算調整勘定	55,007	△92,097
その他の包括利益累計額合計	64,997	△86,319
新株予約権	54,031	80,593
非支配株主持分	12,586,365	12,518,284
純資産合計	18,918,952	18,612,986
負債純資産合計	49,601,248	52,787,793

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

四半期連結損益計算書

第3四半期連結累計期間

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年12月31日)
売上高	9,981,449	10,877,895
売上原価	2,838,958	3,754,562
売上総利益	7,142,491	7,123,333
販売費及び一般管理費	5,642,215	6,291,525
営業利益	1,500,275	831,808
営業外収益		
受取利息	115,988	166,760
受取配当金	1,754	29,772
為替差益	294,937	25,082
持分法による投資利益	-	220,488
その他	46,343	63,794
営業外収益合計	459,023	505,898
営業外費用		
支払利息	7,126	35,819
社債利息	621,662	697,786
社債発行費	-	26,315
訴訟関連費用	8,587	29,059
持分法による投資損失	5,274,059	-
貸倒引当金繰入額	112,030	86,679
その他	27,011	9,229
営業外費用合計	6,050,479	884,890
経常利益又は経常損失(△)	△4,091,180	452,816
特別利益		
新株予約権戻入益	-	332
段階取得に係る差益	-	198,499
不用品売却益	16,238	-
特別利益合計	16,238	198,831
特別損失		
減損損失	109,705	-
関係会社株式売却損	-	148
関係会社株式評価損	105,629	-
貸倒引当金繰入額	6,949,794	5,764
特別損失合計	7,165,129	5,913
税金等調整前四半期純利益又は 税金等調整前四半期純損失(△)	△11,240,070	645,735
法人税、住民税及び事業税	509,752	558,352
法人税等調整額	△71,786	△96,258
法人税等合計	437,966	462,093
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△11,678,037	183,641
非支配株主に帰属する四半期純利益又は 非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	△8,476,756	313,779
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△3,201,280	△130,138

四半期連結包括利益計算書
第3四半期連結累計期間

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年12月31日)
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△11,678,037	183,641
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	4,086	835
為替換算調整勘定	△243,566	△738,965
持分法適用会社に対する持分相当額	△84,270	10,263
その他の包括利益合計	△323,749	△727,867
四半期包括利益	△12,001,786	△544,225
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△3,329,731	△275,048
非支配株主に係る四半期包括利益	△8,672,055	△269,177

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

前第3四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)

株主資本の著しい変動

当第3四半期連結累計期間において、親会社株主に帰属する四半期純損失を3,201,280千円計上したことにより、利益剰余金が同額減少しております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日)

株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社日本橋本町菓子処、明日香食品株式会社、株式会社明日香
事業の内容 和菓子の製造・販売(食品事業)

② 企業結合を行った主な理由

当社グループは、平成23年6月に、明日香食品株式会社及び株式会社日本橋本町菓子処の株式の一部(明日香食品株式会社と株式会社日本橋本町菓子処の発行済株式の実質49%)を取得し、これまで持分法適用関連会社として和菓子の製造販売をメインとした食品事業を運営しておりました。当社が平成30年6月27日に公表した中期経営計画の中で、当社グループは食品事業を主要な事業として位置付けており、その計画の一環としまして、持分法適用の関連会社であった株式会社日本橋本町菓子処の株式を追加取得することと致しました。株式会社日本橋本町菓子処株式を追加取得することで、同社及び明日香食品株式会社(その完全子会社である株式会社明日香含む)を連結子会社化し、食品事業において、今後5年間で消費者の健康志向に対応した商品開発・販売に向けたグループ協力体制の強化、コーポレートガバナンスの向上、食品事業の更なる収益力向上等を図ることを目的としたものであります。

③ 企業結合日

平成30年10月1日(みなし取得日)

④ 企業結合の法的形式

株式取得

⑤ 結合後企業の名称

株式会社日本橋本町菓子処、明日香食品株式会社、株式会社明日香

⑥ 取得した議決権比率

(株式会社日本橋本町菓子処)

企業結合直前に所有していた議決権比率 49.00%(間接保有含む)

企業結合日に追加取得した議決権比率 18.50%(間接保有含む)

取得後の議決権比率 67.50%(間接保有含む)

(明日香食品株式会社)

企業結合直前に所有していた議決権比率 49.00%(間接保有含む)

企業結合日に追加取得した議決権比率 3.27%(間接保有含む)

取得後の議決権比率 52.27%(間接保有含む)

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価として、当社が株式会社日本橋本町菓子処の株式を追加取得することで、同社の議決権を67.50%所有(間接保有含む)することになり、併せて、明日香食品株式会社の議決権を52.27%所有(間接保有含む)することとなったためであります。

(2) 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

企業結合日が平成30年10月1日であるため、当第3四半期連結累計期間においては、平成30年10月1日から平成30年12月31日までの業績が含まれております。ただし、被取得企業は持分法適用関連会社であったため、平成30年4月1日から平成30年9月30日までの業績は、「持分法による投資利益」として計上しております。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

追加取得直前に保有していた株式の企業結合日における時価※	735,788千円
追加取得に伴い支出した現金	19,419 〃
取得原価	755,207千円

※時価の算定につきましては、株式会社日本橋本町菓子処に関しては、平成30年10月の株式追加取得時の時価2,333円を参考とし、明日香食品株式会社及び株式会社明日香に関しては、改めて外部機関により時価の算定を実施し137,251円～196,072円と評価できたので、保守的に137,251円を採用しております。

(4) 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差益 198,499千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん金額

574,155千円

② 発生原因

取得原価が企業結合時における時価純資産を上回ったため、その差額をのれんとして計上しております。

③ 償却方法及び償却期間

16年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

資産の額 2,374,790千円

負債の額 2,069,551千円

(追加情報)

(連結子会社Group Lease Holdings PTE. LTD. が保有する貸付債権等について)

当社連結子会社でタイ証券取引所上場のGroup Lease PCL. (以下「GL」という。)は、その子会社Group Lease Holdings PTE. LTD. (以下「GLH」という。)を通じ、中小企業及び戦略的ビジネスパートナーへの貸付(以下「GLH融資取引」という。)を行っております。

GLは、キプロス及びシンガポールの借主に対するGLH融資取引について、平成29年10月16日及び同月19日に、タイ証券取引委員会(以下「タイSEC」という。)からGL元役員の不正行為や利息収入の過大計上、関連する決算の訂正などの指摘を受けました。また、タイSECは、タイ法務省特別捜査局(以下「タイDSI」という。)に対し調査を進めるよう、申し立てを行い、現在、タイDSIによる調査が行われております。

当社グループでは、タイSECの指摘の事実関係等について調査をするため、第三者委員会を設置しGLH融資取引を調査しました。また、GLでは、キプロス及びシンガポール借主へのGLH融資取引に対して独立した監査法人による特別監査も実施しましたが、タイSECの指摘の根拠を特定することはできておりません。

当社では、第三者委員会の調査結果等も踏まえ、今後、タイ捜査当局による捜査並びに指導により会計的な影響の及ぶ可能性等を考慮し、前連結会計年度において、タイSEC指摘のGLH融資取引に関連する貸付金債権全額(営業貸付金及び未収利息)に対して保守的な観点から貸倒引当金を設定し、営業貸付金元本相当については特別損失に貸倒引当金繰入額を計上し、未収利息相当については、売上高から減額処理し、それ以降の売上計上は取り止めております。

また、平成30年7月31日に、GLではタイSECの決算訂正命令に対応して比較情報としての2016年12月末決算含む2017年12月末決算を訂正しました。訂正の概要は第1四半期連結会計期間の(重要な後発事象に関する注記)をご参照下さい。今回のGLの過年度決算の訂正は、タイSECの決算訂正命令に対応したのですが、訂正原因となる誤謬が特定されていないことやタイ捜査当局の調査が継続中で捜査の進捗などによる新たな事実の判明など大きな変化がないこと等を考慮し、当社としましては、GLの訂正処理は当社の決算には反映させず、前連結会計年度での会計処理を踏襲することと致しました。

当連結会計年度の第3四半期連結会計期間末におけるタイSEC指摘のGLH融資取引に関連する貸付債権(概算値)は、貸付元本(営業貸付金)6,200百万円(前連結会計年度末5,950百万円)、未収利息(流動資産

未収入金) 274百万円(前連結会計年度末263百万円)となっており、当該貸付金債権全額(営業貸付金及び未収利息)について貸倒引当金6,474百万円(前連結会計年度末6,213百万円)を設定しております。また、当第3四半期連結累計期間の関連利息収入(売上高)は一百万円(前連結会計年度の第3四半期連結累計期間502百万円)となっております。

なお、借主に対しては返済を要請しており、担保資産の処分のための法的処置も進めております。今後とも、着実な債権の回収を図ってまいります。

(JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について)

当社連結子会社であるG Lが発行した総額180百万USドル(当第3四半期連結会計期間末199億円)の転換社債保有者であるJTRUST ASIA PTE. LTD. (以下「J T A」という。)は、G LがT A I S E Cから平成29年10月16日及び同月19日にG L元役員の上不正行為や利息収入の過大計上、関連する決算の訂正などについて指摘を受けたことに起因し、錯誤を理由として、平成29年11月30日付けで、転換社債の投資契約解除と転換社債180百万USドルの即時一括弁済等を請求しており、タイ王国及びシンガポール共和国においてG L並びにG L H等に対して各種の訴訟が提起されており、係争中となっております。

J T Aが行っている訴訟の概要につきましては、以下のとおりです。

(1) J T Aが行っている訴訟の概要

	(GL) 損害賠償請求訴訟	(GL) 会社更生申立訴訟	(GLH) 損害賠償請求訴訟	(GLH) 暫定的資産凍結命令申立訴訟
1. 訴訟提起日	平成30年1月9日	平成30年1月10日	平成29年12月26日	平成29年12月26日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J T Aは、当社連結子会社G Lの転換社債(合計2億1千万米ドル)を引き受ける投資契約を締結し、当該転換社債を保有しておりましたが、J T AはG Lに対し当該投資契約解除及び未転換の転換社債(1億8千万米ドル相当)の全額一括返済を要求しておりました。G Lといたしましては、当該投資契約の解除要件に抵触した事実は何一つなく、転換社債の期限前償還に応じなければならない条件は何ら整っていなかったことから、これらの要求にはお断りをしつつも、円満解決に向け誠実に対応して参りました。しかしながら、交渉は妥結に至ることはなく、J T Aは、G L及びG L H等が、投資家に対し1億8千万米ドル以上の投資を促す為に、同社グループの財務諸表を改ざんし、G Lが健全な財政状況であると誤解させ、投資家等に損害を与えたということを理由として、G L及びG L Hに対し損害賠償請求を求め、これら一連の訴訟を提起したものです。			
3. 訴訟を提起した者の概要	(商号) J Trust Asia Pte. Ltd. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義	同左	同左	同左
4. 訴訟内容	J T Aは、タイ王国において、G L、G L取締役3名、並びに此下益司氏に対し、J T Aの投資額(最低2億1千万米ドル)の損害賠償を求め訴訟を提起しております。	J T Aは、タイ王国において、G Lの会社更生手続きの開始を求め訴訟を行っております。	J T Aは、シンガポール共和国において、G L H、此下益司氏、並びに当社グループ会社ではないその他5社に対し、J T Aの投資額(最低2億1千万米ドル)の損害賠償を求め訴訟を提起しております。	シンガポール共和国において、G L H、此下益司氏、並びに当社グループ会社ではないその他1社に対し、通常の事業業務で生じる以外の資産取引の禁止、及び、シンガポール国外への1億8千万米ドルまでの資産移転・処分を禁止するものです。

	(GL)損害賠償請求訴訟	(GL)会社更生申立訴訟	(GLH)損害賠償請求訴訟	(GLH)暫定的資産凍結命令申立訴訟
5. 裁判の進展	係争中です。	平成30年3月19日付で会社更生申立訴訟が棄却されましたが、J T Aは当該棄却に対する訴訟申立てがされており係争中です。	係争中です。	平成30年2月23日シンガポール共和国高等裁判所は暫定的資産凍結命令を停止し解除する決定を下しており、その後、J T Aは2回暫定的資産凍結命令に関する審判保留の申立てを行いました。なお、J T Aは、同時に、暫定的資産凍結命令の停止、解除を不服として、当該決定の棄却（暫定的資産凍結命令の復活）を求め控訴の申立てを行っていましたが、平成30年6月1日に結審し暫定的資産凍結命令が発令されています。

上記の他、G Lは、平成30年5月21日付けでJ T A及びJ T Aの親会社であるJトラスト株式会社（以下「Jトラスト」という。）から、かれらのこれまでの訴訟に対して、G Lが法的要件を満たさない等と公表しているリリースが不正行為であると主張し名誉毀損による損害賠償を請求（結論として20,271,232.88タイバーツ（2018年5月22日のレート3.46円換算で約70百万円））する訴訟を提起されておりましたが、平成31年1月31日に行われた予備審査段階において、タイ刑事裁判所は、G Lのウェブサイト上での情報掲載がJトラスト及びJ T Aの名誉を毀損した事実はないとして原告側の主張は棄却されています。

(2) G Lの見解及び対応について

G L及び当社といたしましては、法律顧問と相談し検討を進めており、当該転換社債の早期償還に関する権利及び投資契約の解消の権利については、J T Aが早期償還の権利を行使できる条件は何等整っておらず、また当該投資契約の解除事由は生じておりませんので、J T Aによる投資契約の解消、及び、転換社債の早期償還要求は行えないものと認識しております。また、上記一連の訴訟についてはいずれも不当なもので、当社グループの事業運営は、現状上記一連の訴訟により影響を受けるものではありません。

なお、G L Hに対する暫定的資産凍結命令につきましては、現時点においてG L Hの資産はDigital Finance事業の一部であり、G L Hの日常かつ適切な事業業務で生じる資産取引等は制限されておられませんので、当該資産凍結が当社グループの業績に与える影響は大きくないと判断しております。

G L及び当社といたしましては当社グループの正当性を主張すべく粛々と法的対応を進めて参る所存であり、J T Aに対し必要且つ適切な法的処置を取って参ります。

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

3. その他

継続企業の前提に関する重要事象等

前連結会計年度に引き続き当第3四半期連結累計期間においても、下記1. 2. 3の事象が存在しておりますが、これらについて、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

当該状況を解消又は改善するための対応策は「2経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(4)重要事象等を解消、改善するための対応策」に記載しております。

1. タイ証券取引委員会(以下「タイSEC」という。)から公表された事項等について

タイSECは、平成29年10月16日付で、タイ法務省特別捜査局(以下「タイDSI」)に対しGroup Lease PCL.(以下「GL」という。)元最高経営責任者(CEO)であった此下益司氏が、偽計及び不正行為を行った可能性を指摘し、同氏に対して調査を進めるよう、タイDSIに対し申し立てをしたことを公表いたしました。

調査の対象となった取引は、GLの連結子会社であるGroup Lease Holdings PTE. LTD.(以下「GLH」という。)が貸主となり、キプロス及びシンガポールの借主に対する54百万USドルの融資取引(以下「GLH融資取引」という。)が、此下益司氏の指示により貸主グループ会社間で送金され、最終的にGLHへの分割弁済に充当されていること、また、そのGLH融資取引に係る年利14~25%利息収入が過大に計上されることで、GLの連結財務諸表は適正な開示を行っていないというものです。

当該事案は、タイDSIの調査の結果、刑事告訴に繋がる可能性が含まれており、これにより、此下益司氏は、GLの取締役並びに経営者の資格を喪失し、同日付けでそれらの地位を退任することとなりました。

また、タイSECは、平成29年10月19日付で、GLが財務諸表の訂正を行わない場合、及びGLの取締役が財務諸表の訂正を行わず、虚偽又は不適切な財務諸表の提出をする場合には、タイ証券取引法に違反することになるとの通知を行いました。

平成29年10月27日に、GL会計監査人のEY Office Limited(以下「EY」という。)から、GLの財務諸表に関して「無限定適正意見」から「意見不表明」に変更した修正監査報告書又は四半期レビュー報告書を受領しました。修正の対象となった財務諸表は過去に遡及し、

- ・2016年12月期の連結財務諸表(2017年2月28日発表)
 - ・2017年12月期第1四半期財務諸表(2017年5月12日発表)
 - ・2017年12月期第2四半期財務諸表(2017年8月15日発表)
- と3回分となります。

(なお、上記3回分の報告書につきましては、平成29年12月25日に、GLH融資取引の会計処理を除外事項とした限定付適正意見又は限定付結論に修正する報告書をGLは受領しております。)

また、GLは、平成29年11月14日に、GLH融資取引に関連した貸付債権に対し、全額損失引当金を計上したことなど含む第3四半期(2017年9月)の決算を公表しており、EYからタイSECの指摘事項及びGLH融資取引の会計処理等を限定事項とする限定付結論の四半期レビュー報告書を受領しております。

当社グループでは、これらの事象に対して、GLにおいて、問題となるGLH融資取引の特定を進めるためにタイSECに対し照会等を行うなど、該当期間の財務諸表並びにGLH融資取引に関して、調査及び見直しを進めてまいりました。

GLでは、GLH融資取引について、特別監査を実施する独立的な第三者の監査法人を選任し、当該取引について意見を求めることともしており、Mazars LLPを特別監査人に選任しております。

Mazars LLPによる特別監査は、2018年7月27日に監査項目及び事実報告が含まれた最終レポートをGLが受け取りました。特別監査の項目は、以下のとおりです。

1. 対象となる貸付金取引について、社内関連書類を確認し、その有効性、権利及び義務を検証する
2. 対象となる貸付金の債務者の状況や背景を確認し、関連当事者取引に該当するかを検証する
3. 上記2点について、シンガポールにいる当社リーガルアドバイザーによる法的見解を検証する

Mazars LLPの報告書によると、2015年度、2016年度、2017年度において上記監査項目を実施した結果、いずれの債務者においてもGLの所有もしくは支配下にあったとする証拠は見つからなかったとのことです。

また、当社連結子会社の株式会社ウェッジホールディングスでは、GLH融資取引の実態、取引の適正性を調査するため、平成29年11月17日に、第三者委員会を設置することを決議し、第三者委員会の調査に全面的に

協力してまいりました。

平成29年12月12日に、第三者委員会の中間報告書を受領しましたが、タイSECの指摘の根拠を特定するには至りませんでした。

GLは、上記のとおり財務諸表の内容やGLH融資取引に関する問題点を発見することができませんでした。GLの監査委員は検討の上、タイSECの要請に従い、GLの事業及び、GLの株主並びにステークホルダーに不利益が生じることを避けるために、決算を訂正し平成30年7月31日に修正財務諸表を公表いたしました。

当該訂正に伴う影響につきましては、GLは将来発生する可能性がある損失全額に対して引当金を計上していたことから2017年12月末時点の純資産への影響はなく、また、GLの会計監査人による監査意見の変更はありません。

当社グループといたしましては、引き続き、タイSECやタイDSIに対し、当社グループの正当性を主張しつつ、タイDSIの捜査に全面的に協力してまいります。

なお、捜査の動向次第では、当社グループの経営等に影響を及ぼす可能性があります。

2. JTRUST ASIA PTE. LTD. からの請求について

上記「1. タイ証券取引委員会（以下「タイSEC」という。）から公表された事項について」に起因し、GLはGLの大口債権者であるJTRUST ASIA PTE. LTD.（以下「Jトラストアジア」という。）から、平成29年11月30日付で、錯誤を理由として、契約解除と転換社債180百万USドルや投資等の即時一括弁済することなどを含む請求を受けました。

当社グループでは、法律専門家の意見等も踏まえ、GLがJトラストアジアとの契約に違反した事実がないことや、契約上も転換社債を即時返済する義務はないものと認識しており、当該請求は法的に無効と考えております。

なお、Jトラストアジアとの交渉等の結果次第では、当社グループの経営等に影響を及ぼす可能性があります。

3. Jトラストアジアによる訴訟提起について

上記「1. タイ証券取引委員会（以下「タイSEC」という。）から公表された事項について」及び、「2. JTRUST ASIA PTE. LTD. からの請求について」にも起因し、平成30年1月12日にJトラストは、Jトラストアジアがタイ王国及びシンガポール共和国において、GL並びにGLHに対し法的手続きを開始した旨の公表を行っております。

(1) タイで開始された法的手続きについて

①民事訴訟の提起

Jトラストアジアは、平成30年1月9日に、此下益司氏、GL、及びGLの取締役3名を被告として、民事裁判所に民事訴訟を提起しました（民事事件Black Case No. Por. 83/2561）。訴状の内容は、不当行為の申し立て、取引無効の回避、及び損害賠償の請求に基づくもので、Jトラストアジアに対する損害賠償を被告全員に求めています。

②GLに対する会社更生の申し立て

Jトラストアジアは、平成30年1月10日に、GLの会社更生申し立てを中央破産裁判所に行いました（再生事件 No. For. 1/2561）。申し立ては、審理続行のため裁判所により受理され、第一審は平成30年3月19日に行われましたが、中央破産裁判所は正式に棄却の命令を下しました。当該棄却に対して、Jトラストアジアは平成30年4月17日に控訴申立てを行っており、平成30年4月18日にタイ中央破産裁判所はその控訴申立てを受理しております。

③GLの見解及び対応について

GLが受けた法律顧問からの助言によると、中央破産裁判所はJトラストアジアのGLに対する控訴手続きが開始されますが、これからの控訴審で新たな決定がなされるまでは平成30年3月19日にタイ中央破産裁判所が下した棄却の決定が有効となります。従いまして、Jトラストアジアによる控訴申立ては当社の事業運営に全く影響ございません。GLが事業を遂行するにあたり、何ら制限はなく、全ての事業取引が自由に実行可能な状態にあります。当該控訴審を受け今後審尋することになっておりますが、当社の業務に差し障りが出るものではありません。

GLは、Jトラストアジアとの転換社債発行に関する投資契約を締結して以降の期間を通じて、当該投資契約の条件を完全且つ厳密に遵守してきました。GLはその契約条件のいずれかに違反するような行動、または、Jトラストアジアに対して不当行為となるような行動に関わったことは一切ありません。

さらに、GLは債権者への支払いを滞納したことは一度もありません。この点についてGLは、発生している状況に関してGLのその他主要金融債権者に対し引き続き説明を行い、GLと債権者間のさらなる相互理解を確保するとともに、確立された取引関係を今後も保持する所存です。

また、GLは現時点で一切支払い不能な状態にはありません。このことは一般公表されている財務状況報告書（貸借対照表）において、総資産額が総負債額を上回っていることから容易に確認ができます。加えて、GLの事業において財務的な問題や流動性の枯渇は一切なく、もとより、GLは非常に高い実績をあげております。従って、GLは会社更生が適用される基準内に入ることはなく、会社更生の状況に置かれる理由も必要性もありません。この件について、GLは今後必要且つ適切な法的措置を法律顧問と協議しつつ進めております。

(2) シンガポール共和国で開始された法的手続きについて

①GLH等に対する損害賠償請求及び資産凍結命令について

Jトラストアジアは、GLH及びその他の会社を被告とし、シンガポール共和国の裁判所にて訴訟手続きを開始しました。主な訴訟申立ての理由としては、GLHが他の被告と共謀し、JトラストアジアにGLに対する総額180百万USドル以上の投資をさせるために詐欺を行ったというものです。また、GLHは、GLの財務諸表を改ざんし、投資家に対してGLが健全な財務状況にあると誤解させ、GLへの投資を促し、貸付契約を結ばせたというものです。これにより大きな被害を被ったため、Jトラストアジアは、GLH及びその他の会社を被告とし、シンガポール共和国の裁判所にて訴訟手続きを開始しました。

これにより大きな損害を被ったため、JトラストアジアはGLHおよびその他被告に対し、最低210百万USドルの損害賠償請求を行うとの内容です。Jトラストアジアはシンガポール共和国の裁判所に暫定的資産凍結命令を申請しました。

これに対してGLHは、シンガポール共和国の裁判所へ申し立てた全ての訴状内容及び暫定的資産凍結命令に反証を行い、暫定的資産凍結命令については2018年2月23日に取り消し一切の効力を消失しました。

その後、Jトラストアジアは当該暫定的資産凍結命令の取り消しを不服として、暫定的資産命令の復活を求める控訴を行い、平成30年6月1日に当該控訴審について、日常かつ適切な業務でなされる場合を除いて、1億8千万米ドルまでの資産の取引ないし処分の禁止が命じられました。GLHについては全世界の資産が対象となります。

当該資産凍結につきましては、別途進行しております本訴たる損害賠償請求訴訟に付随するもので、当該本訴において原告が勝訴した場合の請求権を予め保全するため、本訴が終了するまで通常業務以外の資産移動が禁止されるというものであります。

当該資産凍結は最終的な差押えではないため、GLHの資産が裁判所により処分されたりすることはなく、また、JTA等の第三者に資産が移転するものではありません。

②GLの見解及び対応について

Jトラストアジアによるシンガポール共和国の裁判所の暫定的資産凍結命令につきましては、現在判決の内容及び今後の対応を精査、検討している過程であります。現時点におきましては、GLHの資産はDigital Finance事業の一部であり、GLHの日常かつ適切な事業業務で生じる資産取引等は制限されておられませんので、当該資産凍結が当社グループの業績に与える影響は大きくないと判断しております。

GLは、違法行為を行ったことも違法行為に関わったこともなく、GLHが貸付取引の借主と共謀し、GLの財務諸表を改ざんするなどの事実は全くありません。GLHと借主の間で交わされた貸付契約は、真正であり、実際のビジネス交渉により締結されたものであると考えております。また、GLの財務諸表は、全て事実に基づき正当に作成されております。従いまして、Jトラストアジアの訴訟申立ての各内容に関し、全く根拠がないものと考えております。

上記の他、GLは、平成30年5月21日付けでJTA及びJTAの親会社であるJトラスト株式会社（以下「Jトラスト」という。）から、かれらのこれまでの訴訟に対して、GLが法的要件を満たさない等と公表しているリリースが不正行為であると主張し名誉毀損による損害賠償を請求（結論として20,271,232.88タイバー

ツ（2018年5月22日のレート3.46円換算で約70百万円））する訴訟を提起されておりましたが、平成31年1月31日に行われた予備審査段階において、タイ刑事裁判所は、G Lのウェブサイト上での情報掲載がJトラスト及びJ T Aの名誉を毀損した事実はないとして原告側の主張は棄却されております。

また、当社の連結子会社であるPT Group Lease Finance Indonesiaは、PT Bank JTrust Indonesia, Tbk. からJoint Financing Agreementにおいて契約違反があるという理由で、IDR3,636,408,863（1円をIDR130.21で換算すると約27百万円）及びIDR100,000,000,000（1円をIDR130.21で換算すると約767百万円）の損害賠償を請求する訴訟を提起され、係争中です。